

公安委員会 説明資料No. 1	「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う警察庁関係政令等の整備に関する政令案」について	令和5年10月19日 長官官房 生活安全局 交通局
--------------------	---	------------------------------------

1 趣旨

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成14年政令第26号。以下「運転代行業法施行令」という。）等の改正を行うもの。

2 政令案の概要

(1) 運転代行業法施行令における規定の整備

改正法により、自動車運転代行業者に対し、自動車運転代行業約款等をインターネットによって公衆の閲覧に供する義務が課せられるなどしたことに伴い、運転代行業法施行令で定める自動車運転代行業の営業停止の基準に係る点数が付される行為に同義務違反を追加するなど、所要の規定の整備を行う。

(2) その他所要の規定の整理

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）で定める標準事務（手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められる事務）から警備業法（昭和47年法律第117号）の規定に基づく認定証の再交付に係る事務等を削除するなど、所要の規定の整理を行う。

3 意見公募手続の実施結果

本政令案について意見公募手続（9月1日から同月30日まで）を実施した結果、4件の意見が寄せられたが、本政令案に対する意見はなかった。

4 施行期日

改正法の施行の日（令和6年4月1日）

公安委員会	全国殉職警察職員・警察協力殉難者	令和5年10月19日
説明資料No. 2	慰霊祭の開催について	長官官房

令和5年の全国殉職警察職員・警察協力殉難者慰霊祭を次のとおり開催する予定である。

1 開催日時

令和5年10月28日（土）午後1時30分

2 開催場所

東京都千代田区 グランドアーク半蔵門

3 主催

警察庁・公益財団法人警察協会

4 合祀する御霊

- | | |
|---------------|---------|
| (1) 新たに合祀する御霊 | 8柱 |
| ○ 殉職警察職員 | 7柱 |
| ○ 警察協力殉難者 | 1柱 |
| (2) 上記合祀後の御霊 | 6, 270柱 |
| ○ 殉職警察職員 | 5, 621柱 |
| ○ 警察協力殉難者 | 649柱 |

5 式次第

- (1) 開式
- (2) 殉職警察職員・警察協力殉難者名簿の奉納
- (3) 式辞
- (4) 黙祷
- (5) 追悼の辞
- (6) 指名・一般献花
- (7) 挨拶
- (8) 閉式

1 警察庁長官の意見陳述

公安調査庁長官は、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（以下「団体規制法」という。）第12条第2項の規定により、観察処分の期間更新を公安審査委員会に請求しようとするときは、警察庁長官の意見を聴くこととされており、警察庁長官は、これを受けて、意見を述べるものである。

オウム真理教は、団体規制法に基づき、平成12年1月の公安審査委員会決定により公安調査庁長官の観察処分に付され、以後、3年ごとに期間更新が決定されている。

2 警察庁長官の意見

本団体については、観察処分の期間更新を請求することが必要であると認められる。

3 意見の理由

都道府県警察による捜査等を通じ

- ・ 松本智津夫が本団体の活動に影響力を有している事実
- ・ サリン事件当時に本団体の役員であった者が現在も役員である事実
- ・ 無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があると認めるに足りる事実
- ・ 本団体の活動状況を継続して明らかにする必要性

などを確認した。

4 今後の予定

令和5年10月下旬 公安調査庁長官が公安審査委員会に期間更新を請求

令和6年1月下旬 公安審査委員会による決定